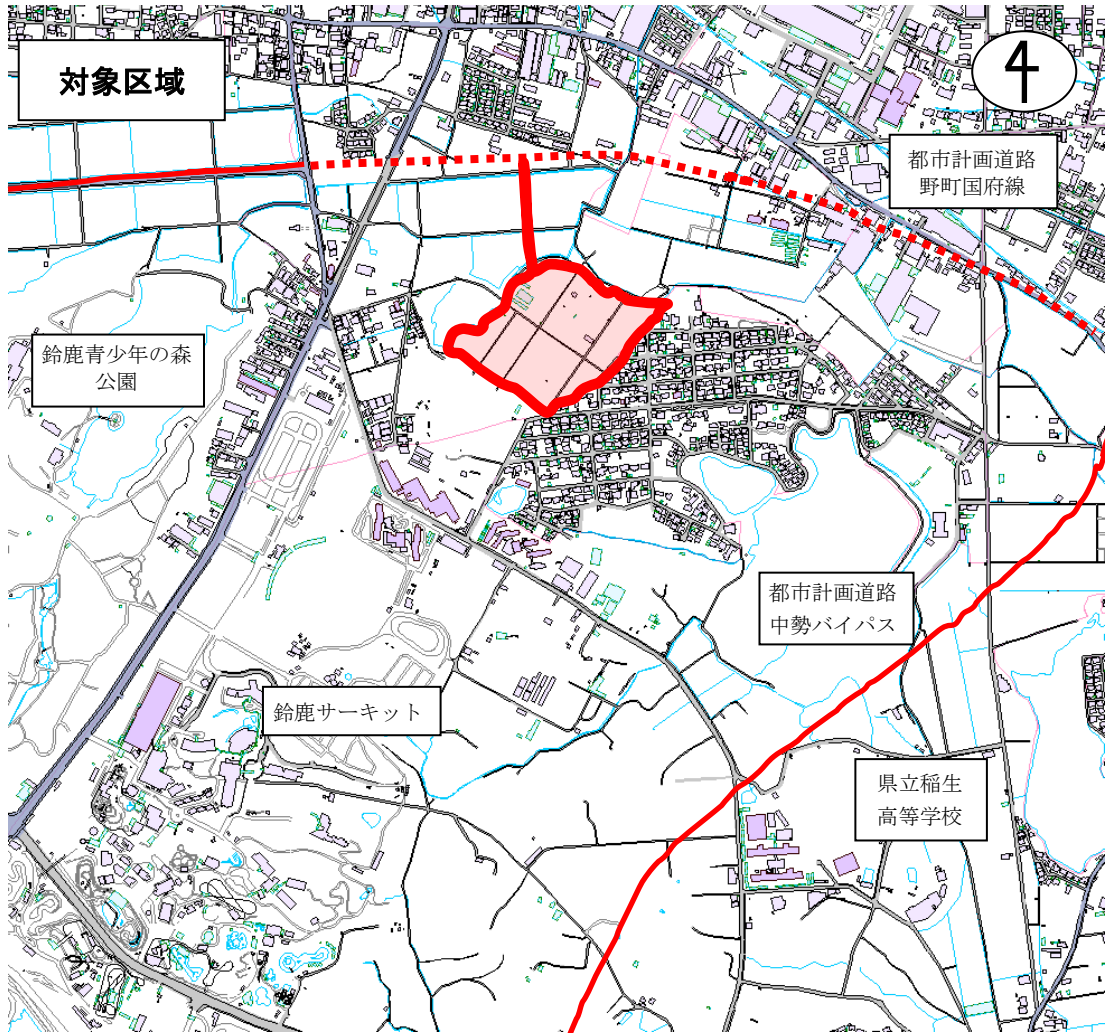


# 地区別景観づくり計画（道伯地区）の運用を開始しました。

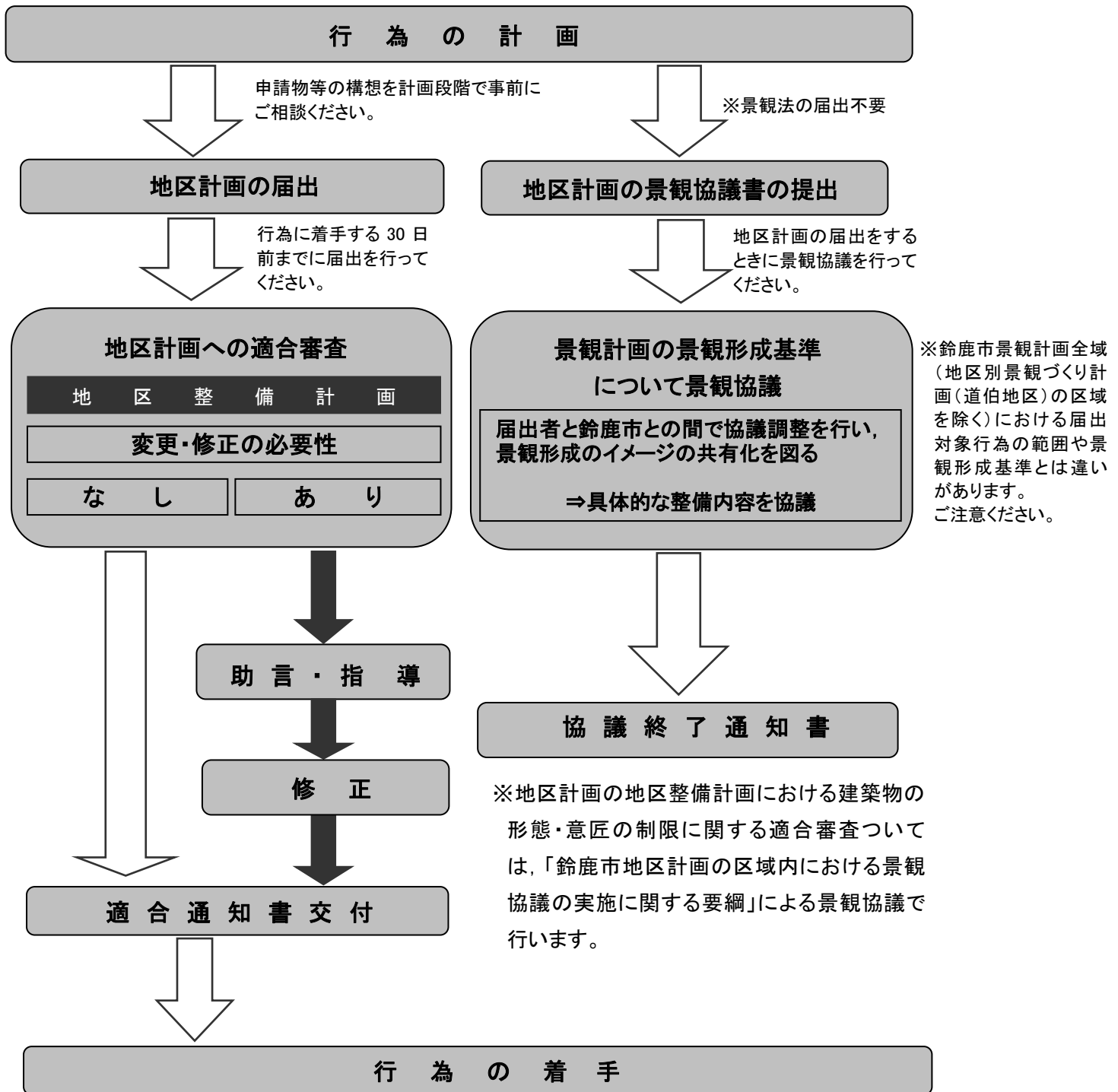
※道伯地区地区計画の規制内容及び区域が同一であることから、地区計画の届出並びに景観協議書（地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱）の提出が必要となります。



## 景観協議が必要となる行為

(1) 対象行為	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	③土地の開墾その他の土地の形質の変更 ④土石の採取及び鉱物の掘採	⑤屋外における物件の堆積
(2) 届出対象規模	全ての行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突等：高さ6m超</li> <li>・鉄柱、木柱等、アンテナ遊戯施設等：高さ10m超</li> <li>・電線路用の鉄塔等：高さ30m超</li> <li>・装飾塔等：高さ4m超</li> <li>・高架水槽等：高さ8m超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等：高さ2m超</li> <li>・アスファルトプラント等、処理施設等：高さ10m超又は築造面積1,000㎡超等</li> <li>・自動車車庫等：築造面積50㎡超</li> </ul>	<p>行為に係る土地の面積1,000㎡超 又は 行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超</p> <p>行為に係る土地の面積1,000㎡超 又は 高さ5m超</p>

## ■地区別景観づくり計画(道伯地区)の区域における協議の流れ■



※景観協議書については、地区計画の届出に先立って事前に提出いただくことを推奨します。このことによって、景観協議を先行して進め、早い段階で景観協議を調えることができるため、地区計画の適合審査も円滑に行うことができます。

鈴鹿市の景観形成に関する詳しい内容、届出書式については、鈴鹿市のホームページにおいてご覧いただけます。

ホームページアドレス：  
<http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index.html>

### 問い合わせ先

都市整備部 都市計画課  
 計画・景観グループ  
 電話 059-382-9063  
 FAX 059-384-3938  
 E-mail toshikekaku@city.suzuka.lg.jp